

市立岡谷美術考古館条例施行規則の一部改正について

R7.2 生涯学習課

令和6年度の使用料、手数料の市内一斉見直しに合わせて、利用者への貸しスペースの名称区分の見直しも行った。見直しに伴い施設の使用許可申請書等の様式に変更が生じるため、当該規則の一部改正を行う。

1. 改正する規則

- ・市立岡谷美術考古館条例施行規則

2. 改正の概要

本館の貸しスペースである3階の「第1」及び「第2多目的スペース」を合わせて「多目的スペース」とする見直し等に伴い使用許可申請書等の様式を改める。

3. 施行日 令和7年4月1日

「市立岡谷美術考古館条例施行規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和 7 年 月 日

岡谷市教育委員会
教育長 宮坂 享

岡谷市教育委員会規則第 4 号

市立岡谷美術考古館条例施行規則の一部を改正する規則

別紙のとおり。

市立岡谷美術考古館条例施行規則の一部を改正する規則

市立岡谷美術考古館条例施行規則（昭和４５年岡谷市教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

様式第１号中

「

電 話 番 号

」

を

「

電 話 番 号

」

に、

「

室 名	
-----	--

」

を

「

室 名	企画展示室 多目的スペース	交流ひろば
-----	------------------	-------

」

に、「一般」を「個人」に改める。

様式第２号中

「

企画展示室 第１多目的スペース	交流広場 第２多目的スペース
--------------------	-------------------

」

を

「

企画展示室 多目的スペース	交流ひろば
------------------	-------

」

に、

「

	一	般	団体（人以上）
おと	な	人	人

」

を

「

区分	個人	団体
一	般	人

」

に、

「

区	分	一	般	団体（人以上）
大	人	円		円

」

を

「

区分	個人	団体
一	般	円

」

に改める。

様式第3号中

「

企画展示室 第1多目的スペース	交流ひろば 第2多目的スペース
--------------------	--------------------

」

を

「

企 画 展 示 室 多 目 的 ス ペ ース	交 流 ひ ろ ば
---------------------------	-----------

」

に、「減免」を「還付」に改める。

様式第4号中

「

企画展示室 第1多目的スペース	交流ひろば 第2多目的スペース
--------------------	--------------------

」

を

「

企画展示室 多目的スペース	交流ひろば
------------------	-------

」

に、

「

大 人

」

を

「

一 般

」

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。